

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 広告取扱事業者 募集要項

1. 募集の目的

この募集は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下、「当院」という。）が、沖縄県病院事業局広告事業（以下、「広告事業」という。）を推進するにあたり、当事業に対する効果的な企画・提案等を行うことができ、かつ、その業務を円滑に進めるためのノウハウを有する広告取扱事業者（以下、「広告代理店」という。）を選定することを目的とする。

2. 募集する事業の概要

当院の広告掲出可能なスペース（以下、「広告媒体」という。）に、広告掲出希望者（以下、「広告主」という。）が希望する内容の広告を掲出することで、これに伴う広告料を徴収し、県立病院の資産の有効活用を図るものである。

募集する広告代理店は、当院に対して広告媒体や広告方法等の企画提案をし、かつ、独自に広告主を募り取りまとめ、広告主より徴収した広告料の一部を当院に支払うなど、当院と広告主との間に入り広告事業を円滑に進めることを主な事業内容とする。

3. 施設概要

名称：沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

所在：沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1 TEL：098-888-0123(代)

利用時間：

《一般外来》 月～金 午前8時30分～午前11時00分
午後1時30分～午後3時00分

(土日祝日、年末年始12月29日～1月3日は休診)

《救急外来》 休診日なし (365日24時間診療)

年間利用者：令和5年度 入院患者数 9,930名 (実患者数)

外来患者数 150,245名 (延べ患者数)

4. 募集内容

(1) 募集する事業者

当院の広告媒体について広告掲出の管理全般を行う広告代理店 1社

(2) 広告の掲出期間

広告主の希望を踏まえて、令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）の間で掲出期間を適宜調整する

(3) 募集する事業内容の詳細

広告取扱事業仕様書による

(4) 応募の受付期間

公告の日から令和7年3月14日（金）まで（土日・祝日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

5. 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする

- (1) 令和7年3月1日時点において広告代理業務の営業実績が3年以上ある者
- (2) 沖縄県内に本社、支店又は営業所を有する者
- (3) 沖縄県内の営業拠点に課せられる県税・国税に関して滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者でないこと

また、次に掲げる者は応募することができない

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規則に該当する者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

6. 応募者に向けた現地説明会

実施しない。

特に現地確認を希望する者は、担当者へ連絡の上、個別に日時等を調整すること

7. 応募手続

(1) 募集要項及び申込書等の配布期間及び入手方法

配布期間：公告の日から令和7年3月14日（金）まで

入手方法：当院のホームページからダウンロードすること

《センターからのお知らせ [入札情報](#)》

URL：<https://nanbuweb.hosp.pref.okinawa.jp/topics/>

(2) 申込書等提出物の提出期間及び提出場所

提出期間：公告の日から令和7年3月14日（金）まで（土日・祝日を除く。）

それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

提出場所：沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 2階経営課

※郵送の場合は、令和7年3月14日（金）午後5時までに必着とする。

(3) 提出物

- ① 申込書（様式1）および企画提案書等 **6部**
申込書に記載しきれない会社概要、実績の他、特に広告媒体・運用方法等に関する企画提案等の詳細については、別にA4縦またはA4横の資料を添付すること
(当該資料は表紙を含めて全16ページ以内)
- ② 見積書 **6部**
応募者が当院へ支払う広告料の一部金額や支払額の割合等を提示する書類
- ③ 誓約書（様式2） 1部
- ④ 過去3年間以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書写等） 1部
- ⑤ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部
最新のもので6ヵ月以内に交付されたもの
- ⑥ 県税・国税に関し滞納がないことを証する書類 1部
- ⑦ 上記①から③について、各項番毎にPDF形式にした電子ファイル
PDFファイルは担当者宛て電子メール又はCD-ROMで提出すること

※1部は、①から⑥までをまとめて綴じたファイル等で提出すること

※5部は、①と②をまとめて綴じたファイル等で提出すること

8. 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募を無効とする

- (1) 応募資格を満たしていない者が応募したとき
- (2) 提出期間、提出場所、提出物が守られなかったとき

9. 決定

(1) 決定方法

沖縄県病院事業局広告事業実施基準第3条1項、並びに沖縄県立南部医療センター・こども医療センター病院広告実施要領第8条1項に準じ、「広告取扱事業仕様書の内容を踏まえた広告媒体・運用方法等に関する企画・提案」及び「見積書の内容」等を審査し、当院が最も適当であると認めた者を広告代理店として決定する。

(2) 結果の発表

要領第8条2項に準じ、応募者に対し文書で通知する。

(3) 決定後

要領第8条3項に準ずる。

決定された広告代理店は、広告事業に関する契約等を当院が別途指定する日までに履行しなければその資格を失う。

10. その他

- (1) 応募者である広告代理店は、この募集要項、並びに「沖縄県病院事業局広告事業実施要綱」「沖縄県病院事業局広告事業実施基準」「沖縄県立南部医療センター・こども医療センター広告事業実施要領」等を十分に精読の上、応募すること。
- (2) 決定された広告代理店は、この募集要項等の内容について不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本応募に要する費用は応募者である広告代理店の負担とする。
- (4) 応募者から提出された書類等は返却しない。

11. 問い合わせ先（担当者）

〒901-1193 沖縄県島尻郡南風原町字新川 1 1 8 - 1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

経営課 水谷（みずたに） ※不在時は経営課 田底（たそこ）宛て

TEL : 098-888-0123（内線1053）

Mail : mizutnij@pref.okinawa.lg.jp 及び tasokota@pref.okinawa.lg.jp

以上